

様式第2号（第7条関係）

益子町若年層等 UIJ ターン支援金交付決定通知書

益子町指令観商第 号  
年 月 日

様

益子町長



年 月 日付で交付申請のあった益子町若年層等 UIJ ターン支援金（住宅取得支援金 ・  
マイカー取得支援金）については、次のとおり交付を決定したので、益子町若年層等 UIJ  
ターン支援金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金 交付決定額	円
--------------	---

【特記事項】

次のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消し、返還を命ずることがあります。

- (1) 交付決定者の世帯員全員が転入の日から5年未満で本町から転出したとき。
- (2) 住宅支援金の交付決定者が、当該住宅を取得した日から3年以内に滅失、貸与、売却又は譲渡したとき。
- (3) マイカー取得支援金の交付決定者が、当該自動車を取得した日から1年以内に廃車、貸与、売却又は譲渡したとき。
- (4) 前3号の他、交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反等したとき。
- (5) 偽りその他の不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (6) その他町長が支援金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。